改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四七、〇六五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	五、四三二人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六五〇人	
合計	五四、一五一人	

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　［同上］

区分	定員	備考
本省	五一、九〇五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八三一人は、検察庁の職員の定員とする。
［新設］		
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六四六人	
合計	五三、五五五人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成三十一年九月三十日までの間	四七、〇九二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成三十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	四七、〇七八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。